

個人情報保護方針とご説明

(有)備北ななつかディサービス

はじめに

当事業所は、利用者のプライバシーを保護するために、以下のプライバシー保護ガイドラインに従つて、サービス提供及びそれに伴う事務等を行う。

<事業所の責務>

事業所で従事する者には、利用者情報を適切に管理することによって、利用者のプライバシーを保護する責務がある。

<情報の収集>

事業所は、利用者のために必要であって任意の提供がある場合に、利用者の個人情報を収集することができる。サービス提供を理由に個人情報の開示を強要してはならない。

<利用者の制限>

利用者個人を特定できる情報は、利用者自身の利益を直接の目的と利用者の承諾がある場合以外は、他者に開示してはならない。

(秘密義務)

事業所は、介護支援専門員又は従業員が、居宅サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。また、契約者に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、その情報が用いられている者の事前の同意を文書で得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(使用目的)

- ・利用者のサービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供。
- ・介護支援専門員、サービス事業所との連絡調整において必要な場合。
- ・サービス提供に関して、主治医又は保険者の意見を求める場合のあるとき。

(使用にあたっての条件)

- ・情報の提供は必要最低限とし、関係する者以外に漏れることのないように十分注意します。
- ・情報を使用した会議の内容や相手方などについて記録します。

<開示などに関して説明を受ける権利>

利用者は、個人を特定できる自らの情報について、その開示の目的、範囲、経過、責任者、苦情処理の方法について、事業所に説明を求めることができる。

(個人情報開示対応について)

利用者に対する居宅サービスの提供に関する諸記録の開示を行います。開示は原則として利用者本人に対してですが、例外として代理人や成年後見人、現実に本人を世話をしている親族などです。

以上

個人情報使用同意書

わたしと指定通所事業者 三次はたじきデイサービス（以下事業所という）との間の介護保険法に基づく契約書第12条の秘密保持に関し、貴事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議などにおいて、私の個人情報を、契約の期間中用いることに同意します。

令和 年 月 日

(サービス利用者)

住所

氏名

(家族)

住所

氏名

本人との関係

(署名代行者)

住所

氏名

電話

本人との関係

【サービス提供事業者】

指定通所介護事業者

三次はたじきデイサービス